

令和4年度第3回沖縄県立石嶺児童園指定管理者制度運用委員会
(令和3年度施設管理運営に係るモニタリングの検証結果)

青少年・子ども家庭課

1 開催日時：令和5年2月14日（火）13時15分～15時45分

2 場 所：石嶺児童園管理棟2階会議室

3 出席者：委員5名中4名出席

委員 砂川 麻世（沖縄女子短期大学 教授）
委員 砂川 純子（沖縄キリスト教短期大学非常勤講師）
委員 富田 将孝（富田将孝税理士事務所 税理士）
委員 神谷 眞行（沖縄県ファミリーホーム連絡協議会会長）

議事進行 子ども生活福祉部 子ども福祉統括監 友利公子
事務局 石嶺児童園 園長 上原裕、養護課長 兼濱高德、総務課長補佐 仲間 哲
沖縄県 青少年・子ども家庭課 神谷副参事、児童育成班長新里、新里

4 検証事項

令和3年度沖縄県立石嶺児童園(児童養護施設)指定管理者モニタリングシートの検証

5 検証内容

- (1) 指定管理者及び県が実施するモニタリングは適切に行われているか。
- (2) 指定管理者に対する県の指導・助言は適切に行われているか。
- (3) 利用者アンケートや苦情に対する指定管理者や県の対応は適切に行われているか。

6 意見等の概要

- 井戸水について、現在、ポンプの故障で利用ができず、今後利用の予定もないとのことだが、水遊びや災害時用としての利用を検討されてはどうか。

[回答等]

井戸水は衛生面での課題があり利用しない予定である。今後の課題としたい。

- 帳簿の記載が消えるので、記載時にはフリクションペンを利用しないこと。また、一部帳簿の記載もれがあったとのことだが、現時点の状況はどうか。

[回答等]

令和3、4年度分の未記載箇所について、追記するよう指導を行っている。

- 地域小規模の寮担当者会議が開催されていないことは、児童への指導の統一が図られず、大きな問題である。

[回答等]

コロナの流行により業務上厳しい状況もあったが、ご指摘のとおりであるため、職員への指導を行っていく。

- 施設内虐待は当然、あってはならないことである。一方で複雑な環境から保護されてくる子ども達には特性もあり、大人を試す行動がある場合もある。職員が対応に苦慮する場面はあり、またどの施設でも起こりうる。施設内虐待は子どもはもちろん、職員にも傷を残す。虐待を発生させないよう、施設としてのチームでの養育が必要である。職員が孤立しない寮でのチームワーク作りや役割分担、寮内の情報共有、地域との連携が重要である。

[回答等]

(施設内虐待の経緯を説明し)虐待となった指導を行った職員には法人として譴責の

上「減給」の処分をしたが、その後自主退職した。力のある職員ではあった。その職員に限らず、普段から子どもへの対応には気をつけるよう職員に対して指導しているが、改めて指導を徹底していく。今後こういったことが起きないように、様々な対応をしていく必要がある。

- 性的問題行動が発生したとのこと。性教育は小さな頃から継続して積み重ねることが重要である。

〔回答等〕

心理職職員が変わったことで令和3年度は対応に遅れがあった。本年度はしっかりと対応していく。

- 総務課長不在となっているが、厳しい状況となっているのではないか。本会の意見として法人へ働きかけられないか。

また「生活指導委員会」という名称の委員会について、「生活支援委員会」と改めてよいのではないか。

〔回答等〕

指定管理後、法人のポストとして運用してきたが、適任者の選定に苦慮している様である。園長、総務課職員の負担は大きく、継続して配置を働かせたい。

また、総務課長だけで無く寮職員についてもゆとりをもって職務遂行できるような工夫が必要である。

- 指定管理料(収入)の増額と経費(支出)の増が見合わない。モニタリングシートに総務課長不在による人件費の執行残が原因であるとの記載があったが、他に原因は無いのか。

〔回答等〕

やはり人件費が原因ではあるが、そのほか措置費の単価改定に伴う差額遡及が年度末3月にまとめて振り込まれることも執行残を増やす要因となっている。

- 年間措置費収入の30%以上を繰り越すと「高額繰越」となり措置費自体が減額となる。令和3年度と同程度の執行残が今年度以後も生じた場合、高額繰越に当たる可能性も高く、その意味からも単年度収支として執行残が多すぎる。

モニタリングシートの財務評価も収支が良ければ高い評価となる仕組みだが、こと措置費施設においては適切かどうか疑問である。

〔回答等〕

モニタリングシートの評価基準は県全体で統一した評価をするためのものとなっているが、確かに社会福祉法人として過剰な利益は適当ではないと考える。適正な予算の使い方については児童園と本庁、児相等交えて検討していきたい。

- 寄付金収入と寄付金収支差額から推測するに、寄付金収入に比較して寄付金支出額が少なく感じる。寄付者が寄付した意向に沿えば、子ども達に早急に還元するのが適当なのではないかと考えるがどうか。

〔回答等〕

養護施設については、多くの支出が措置費で対応されており、寄付金の使途としては措置費で対応できない児童の処遇に関するものに支出している。ある年に多く寄付があったからと言って、その時の在園児童にどんどん配分するという事はない。

○ 予算のマイナス執行が散見されるが、原因はなにか。突発的な執行があったのか。

〔回答等〕

本人支給金については3月に想定していない寄付があり、卒園する高校3年生に給付したことからマイナス執行となった。

○ アンケートの回答率は。

〔回答等〕

小学校4年生以上から100%回答をもらっている。

○ 児童養護施設には家庭支援専門相談員がおり、退園児童が18名いるが、措置された際の主訴が解消されたかのチェックはしているか。家庭で上手くいっているのか。子どもが成長しても、家庭が改善されていなければ子どもの成長が崩れてしまう事もあり、親への支援が必要。

〔回答等〕

家庭支援専門相談員と児相で調整をし、チェックリストの活用もしながら退園させているが、戻ってきたケースもあった。児相も入所に至った主訴の解消が無ければ家庭復帰としていない。保護者の状況の見極めについては面会・外出・外泊を通して児相とともに慎重に検討している。園の家庭支援専門相談員としては、心理師とともに保護者に対するペアレントトレーニングや就職支援についても行っている。

○ 親との関係の指導と言うことも含めて自立支援の「虹のしずく」には非常に助けられているが、一方で18歳成人ということで退園児童のケアについて憂慮している。

〔回答等〕

リービングケアの冊子などを活用して説明している。また児童が困った際にアドバイスを求められる様、電話連絡をするようにしている。